

◎新潟県選挙管理委員会告示第35号

平成27年4月12日執行の新潟県議会議員一般選挙において、候補者又は推薦届出者が届け出る選挙事務所の設置届又は異動届、出納責任者の選任届若しくは異動届又は職務代行届及び候補者が届け出る報酬を支給する者の届出書並びに出納責任者が提出する選挙運動に関する収入及び支出の報告書は、当該選挙区の選挙長事務を取り扱う場所にも提出できるものと定めた。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎